

上尾市立小・中学校における
働き方改革基本方針

令和2年9月1日～令和4年8月31日

令和2年9月

上尾市教育委員会

目 次

ページ

I	上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の概要	1
II	基本的な考え方	2
1	目的	2
2	現状	2
3	課題	2
4	目標	3
5	目標達成に向けた四つの視点	4
6	取組の評価及び検証	4
III	四つの視点における上尾市の主な取組	5
1	教職員の健康を意識した働き方の推進	5
2	教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減	5
3	教職員の負担軽減のための条件整備	6
4	保護者や地域の理解と連携の促進	6

I 上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針の概要

1 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

2 現状（令和元年6月）

① 1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教員の割合

（土日の部活動指導等含む）

【小学校】60.4% 【中学校】71.9%

② 1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教員の割合

（土日の部活動指導等含む）

【小学校】10.8% 【中学校】31.8%

3 課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

4 目標

時間外在校等時間の上限

「原則 ① 月45時間以内 ② 年360時間以内」

5 達成目標に向けた四つの視点

- (1) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (2) 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- (3) 教職員の負担軽減のための条件整備
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

6 取組の評価及び検証

- ① ICカードによる教職員の在校等時間の客観的な把握をし、各学校においては教職員の業務の見直しや健康管理を行う。
- ② 上尾市立学校事務軽減検討委員会で取組状況について継続的に評価し、改善を提言する。

Ⅱ 基本的な考え方

1 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

埼玉県教育委員会が平成28年度に実施した「勤務状況調査」により、教員の在校時間が長時間傾向となっていることが明らかになりました。学校をめぐる環境が複雑化、多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続けています。それに加え、平成29年3月に学習指導要領の改訂が行われ、学校には、学習指導要領のねらいや社会からの要請を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されています。

その実現には、教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、教員が心身ともに健康で、授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念できるよう学校教育の質の維持向上を図る必要があります。

このため、上尾市教育委員会では、「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」を策定し、教職員の意識改革、業務改善を確実に進め、「夢・感動教育 あげお」の具現化を目指した教育活動の一層の充実を図っていきます。

2 現状

①1か月（令和元年6月）の時間外在校等時間が45時間を超える教員の割合
（土日の部活動指導等含む）

【小学校】60.4% 【中学校】71.9%

②1か月（令和元年6月）の時間外在校等時間が80時間を超える教員の割合
（土日の部活動指導等含む）

【小学校】10.8% 【中学校】31.8%

小学校においては、基本的には学級担任制であり、一人の教師が担当する授業時数が多い傾向にあります。児童在校中は授業だけでなく、登下校など安全面の指導や給食指導等行っていることから校務分掌業務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況にあります。

中学校においては、生徒一人一人に細やかな生徒指導や進路指導に関わる業務が多くなり、それに加え補習指導や部活動に関わる時間が長いことから、会議や授業準備の時間の確保が難しい状況にあります。

3 課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

教員の在校時間の長時間傾向が明らかとなり、また、限られた時間の中で、新学習指導

要領への円滑な対応やG I G Aスクール構想に向け、学校 I C Tを活用した教育活動を推進するため、「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保や、教職員の健康維持増進が課題となっています。

4 目 標

○上限時間

- ① 1か月の時間外在校等時間、45時間以内
- ② 1年間の時間外在校等時間、360時間以内

○児童生徒等に係る臨時的な特別事情の業務に当たる場合

- ① 1か月の時間外在校等時間、100時間未満
- ② 1年間の時間外在校等時間、720時間以内
- ③ 連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）の平均時間外在校等時間、80時間以内
- ④ 時間外在校等時間45時間超の月は年間6か月まで

○業務を行う時間の上限

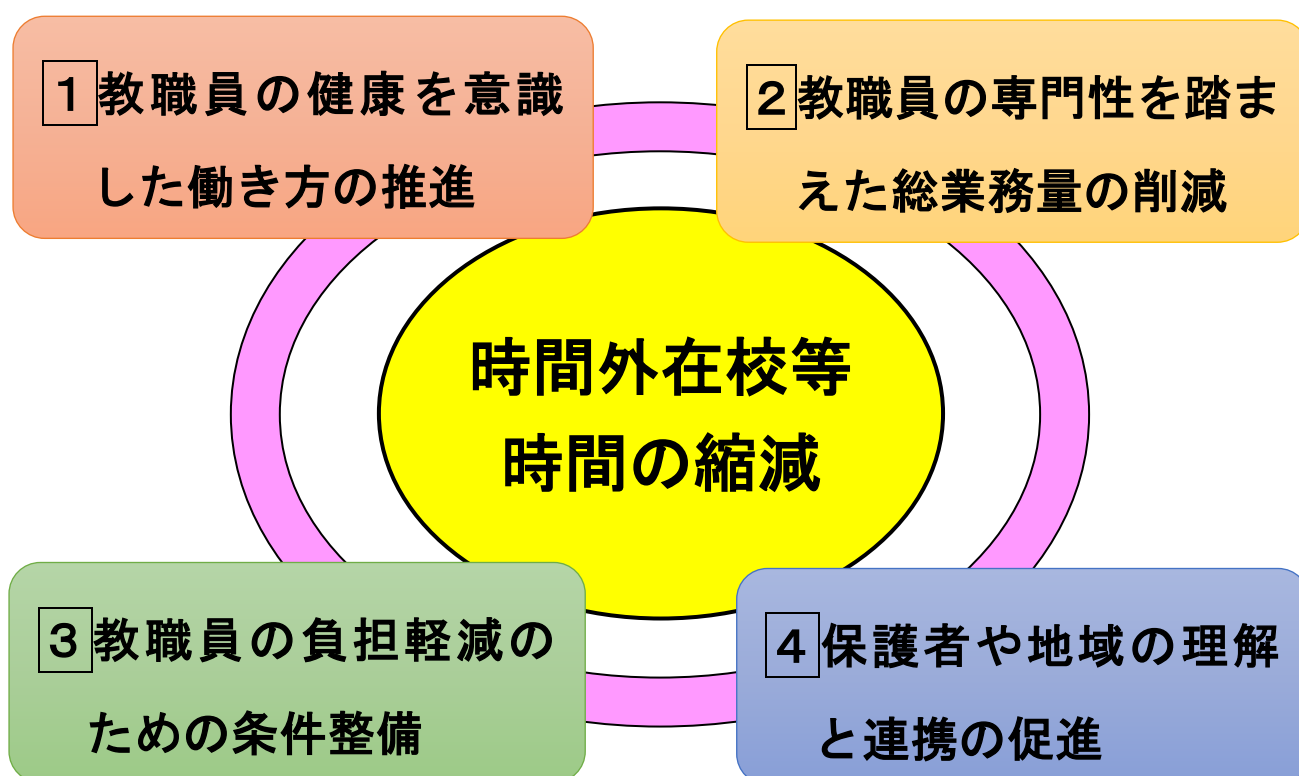
- ① 在校等時間は、勤務時間管理の対象とする。
- ② 教育職員が在校している時間を基本とする。
- ③ 校外であっても職務としての研修を含む。
- ④ 児童生徒の引率等を含む。
- ⑤ 週休日や休日等の業務も含む。
- ⑥ 自己研鑽及び業務外の時間は除く。

「3 課題」を解決するために、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（文部科学省）」、「学校における働き方改革基本方針（埼玉県教育委員会）」を踏まえ本市における目標を策定しました。

5 目標達成に向けた四つの視点

教職員は、学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なままに行っている実態があり、これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれています。

目標達成のためには、教職員の健康を意識した働き方や教職員の専門性を踏まえ、子供に直接関わる教育活動から遠いものより優先順位をつけて業務を削減することや、保護者や地域の理解・連携が不可欠となります。そのため、①「教職員の健康を意識した働き方の推進」、②「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、③「教職員の負担軽減のための条件整備」、④「保護者や地域の理解と連携の促進」の四点を目標達成のための視点としました。この視点を組み合わせて、総合的な対策を講じていくこととします。



6 取組の評価及び検証

- (1) ICカードにより教職員の在校等時間を客観的に把握することで、各学校においては教職員の業務の見直しや健康管理を行います。
- (2) 上尾市立学校事務軽減検討委員会で取組状況について継続的に評価・検証し、改善を提言します。

Ⅲ 四つの視点における上尾市の主な取組

1 教職員の健康を意識した働き方の推進

(1) 教職員の健康管理

- ①全職員を対象としたストレスチェックを実施し、管理職を対象とした活用研修会を行います。(市教委)
- ②ICカードによる出退勤記録を分析したデータを学校に情報提供します。(市教委)
- ③在校時間が長時間化している教職員に対して、管理職が「働き方改善シート」等を活用した面談を行い、業務の見直しを図るなど適切な措置を講じられるよう支援します。(市教委・学校)

(2) メンタルヘルスのための職場改善

- ①労働安全衛生に関する研修会等を実施し、労働安全衛生管理体制の整備を推進します。(市教委)
- ②各種ハラスメントの防止や相談しやすい職場環境を整備に努めます。(学校)

(3) 週休日の振替や休暇等を適切に取得できる職場環境の整備

- ①週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会議等で確実に指示します。(市教委)
- ②産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切にサポートできるよう支援します。(市教委)
- ③教職員に対して「休暇案内」等を配布し、説明することにより、制度の一層の理解を深めます。(市教委・学校)

2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

(1) 教育委員会が主催する研修及び会議の見直し

- ①市主催の研修に関して、県主催の研修と内容の重複がある場合、内容の見直しや縮小、実施方法の工夫について検討します。(市教委)
- ②校長会議等において会議の効率化や会議の回数について検討します。(市教委)

(2) 学校への調査等の削減

- ①学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等の活用を検討し、削減に努めます。(市教委)
- ②学校に対し、市教育委員会の学校訪問について、過度な対応は必要ない旨を働きかけます。また、訪問の際の資料等の簡略化等について検討します。(市教委)

- (3) 関係団体等が主催する大会への参加、コンクール等への出品の削減の要請
- ①上尾市が実施している体育的行事について、学校の負担軽減のために担当部署に対し、実施運営を見直すよう求めます。(市教委)
 - ②各団体からの児童生徒への出品依頼については精査し、教員の負担軽減を図ります。(学校)

3 教職員の負担軽減のための条件整備

(1) 専門スタッフの活用促進

- ①教育環境の充実を図るため、支援員等の効果的な配置や人材の確保について検討を進めます。(市教委)
- ②英語専科指導加配、小学校専科加配を含め、教職員数の増員について要望します。(市教委)
- ③教員の事務的な業務を支援するためのスクール・サポート・スタッフを全小・中学校に配置します。(市教委)
- ④多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、教育センターとの連携強化に努めます。(市教委・学校)
- ⑤学校に対する不当な要求や苦情について、積極的に法務官に法務相談を行います。(市教委・学校)

(2) 業務の効率化の推進

- ①指導要録等の電子化を進め、年度末業務の効率化を図ります。(市教委)
- ②事務の共同実施による事務処理能力の強化や資質の向上を図ります。(市教委・学校)
- ③学習指導案や教材等の共有化を推進し、授業準備の効率化を図ります。(学校)

4 保護者や地域の理解と連携の促進

(1) 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

- ①各学校での電話対応時間など「学校における働き方改革」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。(市教委・学校)
- ②学校運営協議会制度を活かし、地域住民の学校教育への参画意識を高めます。(学校)
- ③「かがやキッズDAY」や学校閉庁日を実施する際には、保護者に趣旨を確実に周知します。(市教委・学校)

(2) 「上尾市立中学校に係る部活動の方針」に関する保護者の理解の促進

- ①市方針を踏まえ、各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」については、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行います。(学校)